

関税法施行規則等の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合</p> <p>1 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>(1) ②から⑤までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>(2) 輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。）（以下この条において「輸入申告等」という。）（に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>(3) 担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定に基づき税関長に対して行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに關稅、内國消費稅（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律）（昭和三十年法律第三十七号）（第二条第一号（定義）の内國消費稅をいう。）及び地方消費稅（地方稅法）（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第七十一条の七十七第三号）（地方消費稅に關する用語の意義）の貨物割をいう。）（の納付に係る事務の管理）（以下この条において「担保及び納稅の管理」という。）（に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（指定貨物の指定の方法）</p> <p>第一条の二 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。）第四条の六第一項（指定貨物の指定の方法）の指定は、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に規定する輸入統計品目表の統計番号による区分ごとに行うものとする。</p> <p>2 令第四条の六第二項（指定貨物の指定の方法）に規定する財務省令で定める場合とは、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。）（別表の項の区分ごとの指定 同表の項に所属する貨物に適用される同表の稅率）（以下この項において「基本稅率」という。）（、關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第一条第一項及び第二項（暫定稅率）の稅率）（以下この項において「暫定稅率」という。）（、同法第八条の二第一項（特惠關稅等）の關稅の率）（以下この項において「特惠稅率」という。）（及び世界貿易機關を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の關稅及び貿易に關する一般協定のマラケシュ議定書に附屬する讓許表の第三十八表の日本國の讓許表に定める稅率）（以下この項において「協定稅率」という。）（が、その稅率の種類の別）基本稅率、暫定稅率、特惠稅率及び協定稅率の別をいう。次号において同じ。）（ことに同一の率である場合</p> <p>二 定率法別表の号の区分ごとの指定 同表の号に所属する貨物に適用される基本稅率、暫定稅率、特惠稅率及び協定稅率が、その稅率の種類の別ごとに同一の率である場合（前号に該当する場合を除く。）（</p>

- (4) 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- (5) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ イの(1)から(5)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則（第九条第一号において「関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則」という。）の名称及び目的に関する事項
- ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。以下この条及び第九条において「財務状況」という。）に関する事項
- チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
- リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- 又 その他参考となるべき事項
- 二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合
- イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項
- (1) (2)から(5)までに規定する業務を総括する者の氏名
- (2) 輸入申告等に関する業務を行う者の氏名

- (3) 担保及び納税の管理に関する業務を行う者の氏名
- (4) 特例申告貨物の管理に関する業務を行う者の氏名
- (5) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロ イの(1)から(5)までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令(法その他関係に関する法令を除く。)(の規定を遵守するための事項を規定した規則(第九条第二号において「関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則」という。)(の名称及び目的に関する事項
- ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 承認を受けようとする者の財務状況に関する事項
- チ その他参考となるべき事項

(書式)

第一条の四 法及び関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」といふ。)(の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

(完全に生産された物品の指定)

第一条の五 令第四条の二第四項第一号(特例申告書の記載事項等)(に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域(その大陸棚を含む。)(において採掘された鉱物性生産品
- 二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品

(書式)

第一条の四 法及び令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）

四 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品

五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろつにより得られた物品

六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外
国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物

七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として
生産された物品

八 一の国又は地域の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品
（第一号に該当するものを除く。）

九 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収の
みに適するもの

十 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず

十一 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生
産された物品

（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第一条の六 令第四条の二第四項第二号（特例申告書の記載事項等）に規定する財
務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税率法（明治四十三年法律
第五十四号）別表の項が当該物品のすべての原料又は材料（当該物品を生産した
国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることと
なる加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とする。ただし、
輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる
切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け
、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付
すること、非原産品（一の国又は地域において生産された第一条の五に掲げる物
品及び第一条の六に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品）の単なる混

合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

(法令遵守規則の記載事項)

第九条 法第六十七条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合

イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) ②から④までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特定輸出申告(法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する

特定輸出申告をいう。以下同じ。)に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 特定輸出貨物(法第三十条第一項第五号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ (省略)

八 関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則の名称及び目的に関する事項

二 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及

(法令遵守規則の記載事項)

第九条 法第六十七条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合

イ 法及び他の法令(以下単に「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) 特定輸出申告(法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。)、特定輸出貨物(法第三十条第一項第五号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)の管理及び法令の遵守状況の監査に関する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特定輸出申告を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 特定輸出貨物の管理を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 法令の遵守状況を監査する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 同上

八 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務

<p>び指導に関する事項</p> <p>ホ (省略)</p> <p>ヘ 帳簿書類（法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項</p> <p>ト 承認を受けようとする法人の財務状況に関する事項</p> <p>チ 又 (省略)</p> <p>ニ 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合</p> <p>イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項</p> <p>(1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する者の氏名</p> <p>(2) 特定輸出申告に関する業務を行う者の氏名</p> <p>(3) 特定輸出貨物の管理に関する業務を行う者の氏名</p> <p>(4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則の名称及び目的に関する事項</p> <p>ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に關する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項</p> <p>ホ及びヘ (省略)</p> <p>ト 承認を受けようとする者の財務状況に関する事項</p> <p>チ (省略)</p>	<p>の運営についての管理及び指導に関する事項</p> <p>ニ 同上</p> <p>ホ 帳簿書類（法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項</p> <p>ヘ 又 同上</p> <p>ニ 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合</p> <p>イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項</p> <p>(1) 特定輸出申告、特定輸出貨物の管理及び法令の遵守状況の監査に関する業務を総括する者の氏名</p> <p>(2) 特定輸出申告を行う者の氏名</p> <p>(3) 特定輸出貨物の管理を行う者の氏名</p> <p>(4) 法令の遵守状況を監査する者の氏名</p> <p>ロ 同上</p> <p>ハ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務の運営についての管理及び指導に関する事項</p> <p>ニ及びホ 同上</p> <p>ヘ 同上</p>
--	--

改正案

現行

関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第二条關係）

関稅定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（第一条關係）

（入国者が輸入する携帶品等の免税）

第二条の四 令第十三条の五の表の第二号の上欄（無条件免税をしない携帶品）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第二一・三項から第二二・八項までに掲げる物品
 - 二 法の別表第二四類に掲げる物品
 - 三 本邦に入国する者（船舶又は航空機の乗組員を除く。）がその入国の際に携帶して輸入し、又は令第十四条（別送する携帶品又は引越荷物の免税の手續）の手續を経て別送して輸入する物品のうち香水
 - 四 船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帶して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物品
 - イ 法の別表第二二・二一・二二号及び第二一・六・九号の二の（ロ）のEに掲げる物品のうちの一
 - ロ 法の別表第二一・一・一項から第二一・五項までに掲げる物品
- 2 令第十三条の五の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帶して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二一・三項から第二二・八項までに掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帶して輸入し、又は同条の手續を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。

本邦に入国する者	物 品	数 量
一 船舶の乗組員（航	法の別表第二四類に掲げ	七五グラム（法の別表第二

<p>海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p>	<p>る物品</p>	<p>四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては一本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品の場合にあつては六〇本。次号から第四号までにおいて同じ。及びその他税関長が適当と認める数量</p>
<p>二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）</p>	<p>法の別表第二二二・二二二号及び第二二六・九号の二のロのEに掲げる物品のうちの一 法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品 法の別表第二四類に掲げる物品 法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品</p>	<p>一枚（四三平方センチメートルを一枚として換算する。次号において同じ。） 一本（七六〇ミリリットルを一本として換算する。） 七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量 一個（現に使用中のもので海外市価（外国においてその物品を購入する際に支払われた又は支払われるべき価格をいう。以下この条において同じ。）三万円以下のものに限る。次号において同じ。）</p>
<p>三 船舶の乗組員（航海日数が三月以上の</p>	<p>法の別表第二二二・二二二号及び第二二六・九</p>	<p>一枚</p>

<p>ものに限り、退職により下船する者を除く。）</p>	<p>号の二のEに掲げる物品のうちの一</p>	<p>二本（七六 ミリリットルを一本として換算する。）</p>
<p>法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品</p>	<p>七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量</p>	<p>七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量</p>
<p>法の別表第九一・一項から第九一・五項までに掲げる物品</p>	<p>一個</p>	<p>七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量</p>
<p>四 航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）</p>	<p>法の別表第二四類に掲げる物品</p>	<p>三本（七六〇ミリリットルを一本として換算する。）</p>
<p>五 前各号に掲げる者以外の者</p>	<p>法の別表第二二・三項から第二二・八項までに掲げる物品 法の別表第二四類に掲げる物品</p>	<p>上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五グラム（法の別表第二四二・一 号に掲げる物品のみ）の場合にあつては五 本、同表第二四 二・二 号に掲げる物品のみの場合にあつては二 本）及びその他税関長が適当と認める数</p>

	<p>備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法第四百十三条（暦による期間の計算）に定めるところにより計算するものとする。</p> <p>一 本邦を「港とみなし、本邦の最終の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数</p> <p>二 前号の規定によることができない場合にあつては、外国の直前の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数</p> <p>量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいづ。）である場合にあつては五グラム（法の別表第一四二・一号に掲げる物品のみの場合にあつては四本）及びその他税関長が適当と認める数量</p>
香水	二オンス

3 | 令第十三条の五の表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品
- 二 本邦に入国する者の職業上直接必要とするものであり、かつ、当該旅行中ににおいて使用すると認められる職業用具

4 | 令第十三条の五の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより

計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品（一品目）ごの海外市価の合計額が二万円以下（船舶又は航空機の乗組員にあつては千円以下）であるものを除く。）の海外市価の合計額とする。

5| 令第十三条の五の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表の上欄の各号に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外市価の合計額とする。

本邦に入国する者	海外市価の合計額
一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	二万五千元
二 船舶の乗組員（航海日数が一月以上三月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	四万五千元
三 船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	六万円
四 航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）	一万五千元
五 前各号に掲げる者以外の者	二十万円

（入国者が輸入する引越荷物）

第二條の五 前條第一項の規定は令第十三條の六（無条件免税をしない引越荷物）において準用する令第十三條の五の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前條第一項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同條第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、同條第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同條第五項の規定は同号

の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項の表の第五号の下欄中、「上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五グラム（法の別表第二四 二・一 号に掲げる物品の場合にあつては五 本、同表第二四 二・二 号に掲げる物品の場合にあつては一 本）及びその他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五 グラム」とあるのは「五 グラム」と、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。」

別表（二条関係）

(省略)	配合飼料	配合割合
(省略)	色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇二%以上であること。	同上

別表（二条関係）

同上	配合飼料	配合割合
同上	色素（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一第百六十二号又は第百六十三号に掲げる食用青色一号又は食用青色二号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の〇・〇〇二%以上であること。	同上

改正案

現行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第三条関係）

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第三条関係）

別表（第九条関係）

別表（第九条関係）

関税率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 及び 第三類 第四類	(省略)	
	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に 該当しない食用の動物性生産品（第四・ 一項に該当する物品を除く。） (1) 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮の もの及び乾燥、蒸気又は水煮による 調理、成型、冷凍その他保存に適す る処理をしたものに限るものとし、 砂糖その他の甘味料を加えてあるか ないかを問わない。）のうち 卵黄以外のもの（乾燥したもの以 外のものに限る。） (2) その他のもの	原産品である第 四 ・七項に該当する 物品からの製造 原産品である第四類 に該当する物品から の製造
第二類 及び 第三類	同上	原産品としての資格 を与えるための条件

	第七類 ～ 一一・八	
(2) こんにやく芋（アモルフォファルス	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとつきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	(省略)
原産品である第一二類	主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品	原産品である第七類又は第八類に該当する物品からの製造

	第七類 ～ 一一・八	四・八
	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとつきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティウム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）のうち	穀付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち 卵黄以外のもの（乾燥したものを除くもの以外のもにに限る。）
原産品である第七類又は第八類に該当する物品からの製造	主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品	原産品である第四・七項に該当する物品からの製造

一三・二 ～ 一五・一一	(省略)	類に該当する物品からの製造
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	原産品である第一類
(1) 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)(2) その他のもの	(1) 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)(2) その他のもの(米を含むものに限る。)(及びいか(調製し又は保存に適合する処理をしたものであつて、気密容器入り以外の米を含むものに限る。))	類に該当する物品からの製造
一七・一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖(固体のものに限る。)	原産品である第一類
一七・二	その他の糖類(化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)(糖水(香料料又は着	類に該当する物品からの製造

一三・二 ～ 一五・一一	同上	原産品である第一類
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	又は第三類に該当する物品からの製造
一七・二	その他の糖類(化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)(糖水(香料料又は着	

<p>一八・六 及び 第一八類</p>	<p>一七・三 及び 第一八類</p>	<p>色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)、及びカラメル</p> <p>(1) 乳糖及び乳糖水</p> <p>(2) かえて糖及びかえて糖水並びにハイ・テスト・モラセス</p> <p>(3) 化学的に純粋な果糖</p> <p>(4) その他のもの</p> <p>チヨコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>(1) 各使用材料の重量割合のうちミルク(クリームを含む。)(の重量割合が最も大きいもの</p> <p>(i) しょ糖の含有量が全重量の五%</p>	<p>原産品である第四類に該当する物品からの製造</p> <p>原産品である第一二・一二項に該当する物品からの製造</p> <p>第一七・二項の化学的に純粋な果糖以外の物品からの製造</p> <p>原産品である第七類、第八類、第一類又は第二二類に該当する物品からの製造</p> <p>第一八・六項に該</p>
-----------------------------	-----------------------------	---	--

<p>一八・六 及び 第一八類</p>	<p>一七・三 及び 第一八類</p>	<p>色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)、及びカラメルのうち乳糖及び乳糖水</p> <p>かえて糖及びかえて糖水並びにハイ・テスト・モラセス</p> <p>化学的に純粋な果糖</p> <p>チヨコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>(1) 各使用材料の重量割合のうちミルク(クリームを含む。)(の重量割合が最も大きいもの</p>	<p>原産品である第四類に該当する物品からの製造</p> <p>原産品である第一二・一二項に該当する物品からの製造</p> <p>第一七・二項の化学的に純粋な果糖以外の物品からの製造</p> <p>第一八・六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%)以</p>
-----------------------------	-----------------------------	--	--

以上のもの

(ii) その他のもの

(2) その他のもの

(i) しょ糖の含有量が全重量の五
%以上のもの

当する物品以外の物

品からの製造（非原

産品割合が四 %以

下となる製造であつ

て、かつ、製造に使

用した砂糖及びミル

ク（クリームを含む

）は原産品に限る

）。

第一八・六項に該

当する物品以外の物

品からの製造（非原

産品割合が四 %以

下となる製造であつ

て、かつ、製造に使

用したミルク（クリ

ームを含む。）は原

産品に限る。）

第一八・六項に該

当する物品以外の物

品からの製造（非原

産品割合が四 %以

下となる製造であつ

て、かつ、製造に使

用した砂糖は原産品

下となる製造であつ
て、かつ、製造に使
用したミルク（クリ
ームを含む。）は原
産品に限る。）

	<p>一九・一</p> <p>(ii) その他のもの</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 () ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。 () 及び第 四・一項から第 四・四項までの物品の調製食料品 () ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。 ()</p> <p>(1) 麦芽エキス</p> <p>(2) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の</p>	<p>第一八・六項に該当する物品以外の物品からの製造 (非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る)</p> <p>原産品である第一類に該当する物品からの製造</p> <p>原産品である第四類、第七類、第八類又は第一類に該当する物品からの製造</p>
--	--	---

	<p>一九・一</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 () ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。 () 及び第 四・一項から第 四・四項までの物品の調製食料品 () ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五 % 未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。 () のうち</p> <p>麦芽エキス</p>	<p>第一八・六項に該当する物品以外の物品からの製造 (非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る)</p> <p>原産品である第一類に該当する物品からの製造</p>
--	--	---

一九・二	<p>八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）であつて、米産品小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p> <p>(3) その他のもの</p> <p>(i) しょ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの</p> <p>(ii) その他のもの</p>	<p>原産品である第四類、第七類、第八類、第一類又は第二類に該当する物品からの製造</p> <p>原産品である第四類又は第一類に該当する物品からの製造</p> <p>原産品である第一類に該当する物品からの製造</p>
------	---	--

一九・二	<p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザニア、ニョッキ、ラビオリ、カネローニ</p> <p>その他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）のうち</p> <p>クースクス</p>	<p>原産品である第一類に該当する物品からの製造</p>
------	--	------------------------------

一九・三	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用品（フレーク状、粒状、真珠形、ふるिकास状その他これらに類する形状のものに限る。）	原産品である第七類、第八類又は第一類に該当する物品からの製造
一九・四	（省略）	
一九・五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シリリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	原産品である第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品からの製造
二〇・一	(1) スイートビスケット及びあられ、せんべいその他これらに類する米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカー並びに主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの (2) その他のもの	第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品からの製造
二〇・三	（省略）	

一九・四	同上	
一九・五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シリリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品からの製造
二〇・一	同上	
二〇・三	同上	

二・四	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p>	<p>第二・四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>
二・五	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>第二・五項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p> <p>原産品である第七類又は第一類に該当する物品からの製造</p>

二・四	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）</p> <p>ヤングコーンコブ</p>	<p>第二・四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>
二・五	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二・六項の物品を除く。）</p> <p>(1) ヤングコーンコブ</p>	<p>第二・五項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>

二・七	<p>ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られ</p>	<p>原産品である第八類に該当する物品からの製造</p>
二・六	<p>(3) その他のもの</p>	<p>原産品である第七類に該当する物品からの製造</p>
	<p>(2) えんどう（ピスム・サティウム）（砂糖を加えたものでさや付き以外のもの）及びさを除いたささげ属又はいんげん属の豆（砂糖を加えたもので気密容器入りのもの）（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。）（以外のもの並びにばれいしょ、えんどう）（ピスム・サティウム）、ささげ属又はいんげん豆属、アスパラガス、オリーブ、スイートコーン以外の野菜及びこれら以外の野菜を混合したもの（砂糖を加えたもので気密容器入りのもの）（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。）（以外のもの）</p>	<p>原産品である第七類、第八類、第一類又は第二類に該当する物品からの製造</p>

二・六	<p>同上</p>	<p>原産品である第七類に該当する物品からの製造</p>
二・六	<p>(2) その他のもの</p>	<p>原産品である第七類に該当する物品からの製造</p>

二・一	たものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
二・九	及び (省略)	
二・八	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)(並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち	原産品である第四類に該当する物品からの製造
二・一	品 (1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のもの (2) その他のもの (i) しょ糖の含有量が全重量の五%以上のもの	第二一・一項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。)

二・一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)(並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち	第二一・一項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四%以下となる製造に限る。)
二・九	品のうち	
二・八	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のもの以外のもの	
同上		

<p>二一・六</p>	<p>調製食品（他の項に該当するものを除く）。</p> <p>(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p> <p>(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五グラム未満</p>	<p>第二一・一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る）。</p>
<p>二一・五</p>	<p>アイスクリームその他の氷菓（ココアを含む有るかしないかを問わない。）</p>	<p>原産品である第四類に該当する物品からの製造</p>
<p>二一・三 及び 二一・四</p>	<p>(省略)</p>	<p>同上</p>

<p>二一・六</p>	<p>調製食品（他の項に該当するものを除く）。</p> <p>(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質のうち</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五グラム未満</p>	<p>第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る）。</p>
<p>二一・三 及び 二一・四</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

満のものを除く。()のもの	第二一・六項に該
(ii) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八 % 以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五グラム未満のものを除く。()以外のものでしよ糖の含有量が全重量の五 % 以上のもの	第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。)
(iii) その他のもの	第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造(非原産品割合が四 % 以下となる製造に限る。)
(2) その他のもの	原産品である第四類に該当する物品からの製造
(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品	原産品である第一類に該当する物品からの製造
(ii) その他のもの	原産品である第一類に該当する物品からの製造
1 米、小麦(ライ小麦を含む。)() 又は大麦(裸麦を含む。)()のいずれかの含有量が全重量の三 % を超える調製食品	原産品である第一類に該当する物品からの製造

満のものを除く。()以外のもの	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が五 % を超えるものに限る。)
(2) その他のものうち	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が五 % を超えるものに限る。)
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三 % 以上の調製品及び米、小麦(ライ小麦を含む。)()又は大麦(裸麦を含む。)()のいずれかの含有量が全重量の三 % を超える調製食品以外のものうち 糖(着色料又は香味料を加えたものに限る。)()、チューイン、グガム及びこんにやく以外のもの	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が五 % を超えるものに限る。)
その他のもの	第二一・六項に該当する物品以外の物品

2 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	原産品である第七類、第八類、第一類又は第二二類に該当する物品からの製造
3 チューイングガム	第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）
4 こんにやく	原産品である第二二類に該当する物品からの製造
5 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）	原産品である第八類に該当する物品からの製造
果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が・五%を超えるものに限る。）及び第二一・八項に該当
その他のもの	

品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）

6 その他のもの	砂糖を加えたもの	する物品以外の物品 からの製造（非原産 品割合が四 % 以下 となる製造に限る。
一 おたねにんじん又はその工 キスを含有する飲料のもと 及びビタミンをもととした 栄養補助食品	第二一・六項に該 当する物品以外の物 品からの製造（非原 産品割合が四 % 以 下となる製造に限る	
二 その他のもの)。	
(一) しょ糖の含有量が全重量 の五 % 未満のもの	第二一・六項に該 当する物品以外の物 品からの製造（非原 産品割合が四 % 以 下となる製造に限る	
(二) その他のもの)。	
A 小売用の容器入りにし たもので、容器ともの 一個の重量が五 グ ラム以下のもの及びし よ糖の含有量が全重量 の八五%以上のもの	第二一・六項に該 当する物品以外の物 品からの製造（非原 産品割合が四 % 以 下となる製造であつ て、かつ、製造に使	

<p>小売用の容器入りにしたもの（容器とももの一個の重量が五グラム以下のものに限る。）</p>	<p>用いた砂糖は原産品に限る。）</p>
<p>（成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器とももの一個の重量が五グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）</p>	
<p>B その他のもの</p> <p>(a) 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの</p>	<p>原産品である第四類、第七類、第八類、第一類又は第二二類に該当する物品からの製造</p>
<p>(b) その他のもの</p>	<p>第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造であつて、かつ、製造に使</p>

三二・二	 その他のもの	用いた砂糖は原産品に限る。) 第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）
三二・四	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二一・九項の果実又は野菜のジュースを除く。）のうち 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）以外のもの	第二一・二項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）
三二・四	(1) スパークリングワイン並びにその他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール	原産品である第八類に該当する物品から

三二・四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、新鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二一・九項のものを除く。）	第一・九項又は第二一・四項に該当する物品以外の物品からの製造
------	--	--------------------------------

二二・五	<p>ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）</p> <p>(1) 二リットルを超える容器入りにしたもの（アルコール分が1%未満のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>の製造</p> <p>第一・九項又は第二二・四項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
二二・六	<p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(1) アルコール分が1%未満のもの</p>	<p>の製造</p> <p>原産品である第八類に該当する物品からの製造</p>

二二・五	<p>ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）</p>	<p>第一・九項、第二二・四項又は第二二・五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
二二・六	<p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>第二二・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が4%以下となる製造に限る。）</p>

<p>二三・八 ~ 二三・九</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>第二一・六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>
<p>(省略)</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料</p> <p>(1) エチルアルコール及び蒸留酒</p> <p>(2) 果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）</p> <p>(3) その他のもの</p>	<p>第二一・七項又は第二一・八項に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>原産品である第八類に該当する物品からの製造</p> <p>第二一・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>

<p>二三・八 ~ 二三・九</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>第二一・七項又は第二一・八項に該当する物品以外の物品からの製造</p> <p>原産品である第八類に該当する物品からの製造</p> <p>第二一・八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四％以下となる製造に限る。）</p>
<p>同上</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料</p> <p>(1) エチルアルコール及び蒸留酒</p>	<p>第二一・七項又は第二一・八項に該当する物品以外の物品からの製造</p>

九六・一七	四四・一六	四四・二二	四四・七
(省略)		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材のうち	
		合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	
		原産品である第四四	
		・ 七項又は第四四	
		・ 八項に該当する	
		物品からの製造	

九六・一七	四四・一六	四四・七
同上		

改正案	現行
<p>税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第四条関係）</p> <p>税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百五条第二項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第二項（同条第一項の規定により独立行政法人通関情報処理センターに対して立入検査をする場合に限る。）、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十三条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十三条第七項、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十二条第五項、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第四項、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十六条第四項、地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）第十四条の二第四項、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十六条第四項、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二十三条第四項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第二項又はたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項の身分を示す証券又は証明書の書式は、次のとおりとする。</p>	<p>税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百五条第二項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十一条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第二項（同条第一項の規定により独立行政法人通関情報処理センターに対して立入検査をする場合に限る。）、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十三条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十三条第七項、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十二条第五項、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第四項、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十六条第四項、地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）第十四条の二第四項、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十六条第四項、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二十三条第四項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第二項又はたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項の身分を示す証券又は証明書の書式は、次のとおりとする。</p>

改正案		現行	
税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（第五条関係）			
別表第一（第三条、第九条関係）			
番号	申請等	番号	申請等
一 ～ 五	（省略）	一 ～ 五	同上
六	関税法施行令第四条の二第五項において準用する同令第四条第三項の規定による包括申告書の提出	六	関税法第七条の六第一項の規定による指定貨物の指定の申請
七	関税法施行令第四条の二第五項において準用する同令第四条第五項の規定による届出	七	関税法第七条の七第一項の規定による届出
八	関税法施行令第四条の五第五項の規定による届出	八	同上
九	（省略）	九	同上
一〇	（省略）	一〇	同上
一一	関税法施行令第二十二條の二第六項の規定による変更の届出	一一	関税法施行令第二十二條の二第四項の規定による変更の届出
一二	（省略）	一二	（省略）
一三	（省略）	一三	（省略）
一四	（省略）	一四	（省略）
一五	（省略）	一五	（省略）

